

発行人 生活協同組合消費者住宅センター  
 編集責任者 理事長 久保 峰 雄  
 〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館  
 TEL 03-5340-0620 (代表) FAX 03-5340-0621  
 URL <http://www.j-seikyo.com/> E-mail [info@j-seikyo.com](mailto:info@j-seikyo.com)

**おもな記事**

- 総代会開催の広告
- 現場訪問
- 太陽光発電の実績
- 個人情報保護法について
- トピックス「改正不動産登記法」
- 住まいと和紙～その4～

# 総代会開催の公告

第30回通常総代会を下記要項で開催いたします。

- 開催日 2005年5月28日(土) 14:00～16:00
- 場 所 東京都生協連会館 3階ホール

積極的に総代会にご参加を

生協・消費者住宅センターは第30回通常総代会を5月28日(土)午後2時より、東京都生協連会館3階ホールで開催いたします。

総代定数は定款第42条で一〇〇人以上二二〇人以内と規定されていて、4月理事会で一〇〇人と決まりました。総代を4つのグループに分け、立候補者を募ります。第1グループはここ数年の中で何らかの工事を施工した方や不動産の売買、仲介を利用した組合員、第2グループは毎日組合員さんの現場で汗を流して働いている建築家や職方の組合員、第3グループは発起人や住宅運動に参加している諸団体の組合員、第4グループは専従職員の組合員となっています。

定数	第1グループ	60人
	第2グループ	30人
	第3グループ	5人
	第4グループ	5人

総代会は生協の最高意思決定機関です。組合員の皆さんが積極的に総代の就任要請を受けていただき、総代会が豊かな討論の場となることを期待します。

立候補届出期間 5月13日までに事務局へ  
 総代会関係についての問い合わせは左記担当までお願いします。

担当者 総務部 横山  
 電話 〇三―五三四〇―〇六二〇



**借地で困難発生**  
 ご自宅を建替えたいと希望する方は沢山いると思います。しかし実現させていくためには、様々なハードルをクリアしなくてはなりません。池上さんの場合も、そうであったと思います。敷地の所有形態は借地権で、更新時期が迫っていたこともあって、これを期に建て替えを考えたいとのことでした。

**新築現場訪問**  
**池上 元一郎 邸**  
 (東京都北区滝野川)

承諾料をめぐって、地主が提示する希望額が高く、住宅生協が代理で一緒に交渉にあたることになりました。なかなか話しがまとまりませんでした。普通借地権から、定期借地権へ切り換えても構わない、ということに話が次第に変わっていききました。また、借地図面が存在しておらず、正確な面積も判らないため、実測をかけたところ、土地賃貸借契約書に記載されている面積よりも、2坪程大きいことが分りました。

**承諾料は0に**  
 面積確定したところで、今までの普通借地権を合意解除し、定期借地権の設定を行うわけですが、王子にある公証人役場で、公正証書を、池上さんと地主、住宅生協が立ち会って作成しました。地主に対しては、保証金として一定の金員を



支払う(預ける)訳ですが、当初、要求されていた額を思えば、だいぶ下がった金額で当座の出費が抑えられたと言えます。

**住宅金融公庫で救われる**  
 地主の問題がクリアされ、次に考えなくてはならないのが、現実のプランであり、建築費用であり資金の計画内容です。地主が建替えに対して、承諾することとで合意しているため、金融機関に対して融資の申込書に添付される、いわゆる「地主の承諾書」には押印してもらえます。民間金融機関だと、定期借地権上の新築に関して融資承諾するところが一つもあり



ませんでした。普通借地権に対しては融資できても、定期借地権にはその可能性がないという訳です。結果としては住宅金融公庫を使うことになりました。

**通行権の確認**  
 次の問題点としては、この敷地の状態のことです。周囲が隣地に囲まれており、袋地形状であったことです。日常出入りしている場所は、他人の敷地を通過していく訳ですが、幸い建築基準法上、接道は認められたので、建築確認許可はおりましたが、そこを通行させている隣地の方から、工事の妨害ともとれる行為がたび重なり、池上さん共々、生協職員が何度も足を運ぶことになりました。近隣の理解を得られな



と、どこの現場でも工期に狂いが生じやすくなり、お隣同士、感情的にしこりを残すこともあります。また仮住まいの延長にも繋がってきますので、資金計画も変わってしまいました。

建物は日当たりが非常に良く、庭を大きく取った配置にしてあり、2階のベランダ部分も広く取ってあります。ご主人と奥様で、昼夜逆転の生活であったので、お二人同時での打合わせの時間が、なかなかうまく取れなかったのですが、奥様には何度も生協事務所足を運んで頂き、比較的スムーズに話しが進んだと思います。

建築事業部…高坂浩之

# 太陽光発電システムを付けました



太陽光設置後

## 「設計コンセプト」

古館邸は、埼玉県越谷市の閑静な住宅街に立地する2階建ての木造住宅であり9年前に当住宅生協で新築した組合員の方です。設計コンセプトとして、当時から将来的には太陽光発電システムを付けたいと希望しており、建物の配置や屋根の形状(切妻屋根)を考えた建物になっています。

今回の現場訪問は、ちょうど1年半前に、自然エネルギー利用の1つである太陽光発電システムを設置した組合員の古館邸を訪問して設置後の感想をお聞きしました。

また、太陽光発電設置後の電気料金の経済効果も取材致しました。

## 「気象学の先生との出会い」

古館様に、なぜ太陽光発電システムを付けようかとなったかを聞きました所、ある所で、気象学の増田先生とお会いする機会があり、気象学の増田先生が言っていた話は、30年前から自宅の屋根には、太陽光発電を設置しており、設置金額は900万円(現在は約200万円位)も掛かったとの事でした。気象学者の増田先生によると、太陽電池は劣化しないので、また電気のコストが少なく、これからの社会では欠かせないのではとの事でした。また、太陽電池は、灯台や宇宙環境のきびしい所でも活躍している人工衛星にも取り入れており、激しい温度差や高真空下でもトラブルもない信用性を実証している所があります。古館様は、気象学の先生との出会いがなければ太陽光発電システムは付けてなかったと言っていました。また、古館様は岩手県に山小屋を所有しており、そこには、電気も通って無いところで、毎年季節が良い時期に発電機持参で、自分自身で電気を起こしているの、出来れば携帯用の太陽光発電があれば良いと言っていました。



支持金物取付後

## 住宅用太陽光発電システムのしくみ

太陽光発電システムは、太陽光の光を電流(直流)に変える「太陽電池モジュール」と、それを交流に変換する「インバータ」などで構成されています。発電した電気が余った時には配電線に供給し、夜間や雨天時には配電線から電気の供給を受けます。



## 「地球温暖化防止を实践」

古館様は、現在おひとりでお生活しており、普段から自然派志向で活動的な方であります。地域の方・人の為、みんなの為になればと日々ごろ社会活動している毎日だそうです。

太陽光発電システムを付けた時には、近所の方から注目され、関心され、屋根に載せて大丈夫なのか、いろいろ注目を浴びたとの事でした。現在も、地域の方にお会いしますと、太陽光の事を聞かれ、コミュニケーションを図りながら日々忙しい日々を暮らしています。

最後になりますが、古館様は2月に発効された京都議定書の目標達成に向けて、すでに実践されている組合員の方であります。古館様は、地球温暖化防止に少しでも役に立ち、温室効果ガスの排出削減になればと言っていました。

## 太陽光発電システム設置による電気料金経済効果



太陽光設置(完成)

年/月	観測日	設置1年前 買電 月平均料金 ①	太陽光発電設置後				実質支払 ②-③
			買電 電力量 ★	料 金 ②	売電 電力量 ★	料 金 ③	
2004年1月	15日	7,305円	340kwh	7,484円	304kwh	8,416円	-932円
2004年2月	13日	7,305円	270kwh	5,852円	299kwh	7,688円	-1,836円
2004年3月	12日	7,305円	240kwh	5,251円	352kwh	8,905円	-3,654円
2004年4月	14日	7,305円	259kwh	5,762円	370kwh	9,074円	-3,312円
2004年5月	17日	7,305円	182kwh	3,990円	385kwh	8,740円	-4,750円
2004年6月	14日	7,305円	138kwh	3,230円	289kwh	6,434円	-3,204円
2004年7月	14日	7,305円	146kwh	3,368円	397kwh	8,474円	-5,106円
2004年8月	12日	7,305円	157kwh	3,618円	341kwh	7,379円	-3,761円
2004年9月	14日	7,305円	188kwh	4,221円	319kwh	7,402円	-3,181円
2004年10月	15日	7,305円	185kwh	4,206円	206kwh	5,564円	-1,358円
2004年11月	15日	7,305円	218kwh	4,676円	221kwh	5,595円	-919円
2004年12月	14日	7,305円	223kwh	4,847円	248kwh	6,204円	-1,357円
12ヶ月合計		87,660円	2,546kwh	56,505円	3,731kwh	89,875円	-33,370円

### ★ 表の解説

- ・2003年8月設置 ・4.05 kwシステム
- ・設置工事費 2,751,000円(平成15年度補助金360,000円)
- ・太陽光発電システム設置による電気料金経済効果(古館邸) [2004年1月から12月まで]

太陽光発電は電力会社に余った電気を売るシステムになっている為、太陽光設置後の実質支払いは年間33,370円の節約になっております。特に夏場(5月から9月)の時期は、買う電力より売る電力が多い為、太陽光の角度や電気の使用量によって差が出る事がわかります。

建築事業部 小野

## 太陽光発電システム 3.14kw システム設置の場合

**1,780,000円(税込)** — パネル20枚 — (工事費込)  
(1kw当たり単価 566,800円)

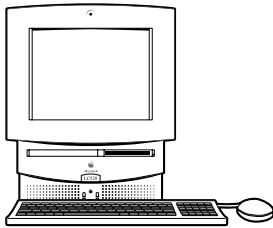
# 住宅生協の個人情報の 取扱いについて

四月一日から個人情報保護法が施行されました。新聞等で報道されたように、個人情報への漏えいから三洋信販では架空請求による詐欺事件に発展したり、ソフトバンクBBでは恐喝未遂事件になるなど、個人情報の流出が社会問題になったことは記憶に新しいところです。

この法律の基本理念は「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることをかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」と規定しています。いうまでもなく、個人情報の取扱いはプライバシーの権利と深く関わっていて、人格的自立の権利と、自己に関する情報をいつどの程度まで他者に伝達するかを自ら決定する権利の、両方を尊重していくことが必要と考えられます。

個人情報保護法では、利用目的をあらかじめ特定し、本人に通知し、その目的の範囲内で利用することによって、個人情報を本人の意思に沿って取扱うためのルールが定められています。

住宅生協も法に基づき、組合員の大切な個人情報を今後とも細心の注意をもって管理していくために、個人情報保護基本方針等を作成しました。紙面の都合で「利用目的」を抜粋して掲載しました。詳しくはホームページをご覧くださいか、お申し出いただければ冊子をお送り致します。



## ■個人情報の利用目的

当生協では、組合員並びに消費者よりご提供いただいた個人情報は以下の目的に利用させていただきます。

- ①出資金や組合員名簿の管理。(利用情報の管理)
  - ②定款に定められた以下の事業の案内、斡旋、提供、契約、請求、代金決済、アフターサービス、クレーム(事故)対応、及びこれに付随する業務。
    - a) 組合員に必要な宅地の購入並びに造成を行い、組合員に分割払又は一時払により分譲する事業
    - b) 組合員に必要な住宅並びに店舗・事務所等を建設し、組合員に分割払又は一時払により供給する事業
    - c) 前2号の物件を組合員に賃貸する事業
    - d) 住宅の建設資材を購入し、組合員に供給する事業
    - e) 組合員の住宅並びに店舗・事業所等に関する設計、施工、監理、修理及び住宅相談等を行う事業
    - f) 組合員に不動産を媒介し、不動産を管理する事業
    - g) 年金福祉事業団の融資を受けて、厚生年金の被保険者である組合員に住宅資金を
  - h) 住宅及び宅地に関する調査、研究を行い、組合員に情報を提供する事業
  - i) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員の利用に供する事業
  - j) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
  - k) 組合員の生活の共済を図る事業
  - l) 組合員の保健医療の向上及び福祉の増進を図る事業
  - m) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
  - n) 前各号に附帯する事業
- ③当生協の事業活動におけるサービス改善のためのアンケート・キャンペーン・イベントに関する資料の送付・回収・確認。
  - ④当生協の事業活動に関わる情報の提供。
  - ⑤不動産関連の情報は取引の相手方探索のため、指定流通機構やインターネットの物件情報サイト等に広告、不動産業者等への個人情報提供。
  - ⑥白蟻工事、耐震工事等の代金支払いで、クレジットをご希望される方の個人情報のファイナンス会社への提供。
  - ⑦関連会社(有)消費者住宅センターで取り扱う保険事業等各種サービスの情報提供。

転貸する事業



# 改正不動産登記法

今年三月七日に改正不動産登記法が施行されました。同法成立以来一〇五年目となる全面改正です。この新不動産登記法改正の中心には①登記の正確性、②事務処理の迅速、効率性、③申請の負担軽減、④実務・取引慣行への配慮の四点だといわれています。

(コンピュータ) I T 時代を反映してインターネットを利用したオンライン申請も従来の窓口申請と併存してできるようになりました。

権利に関する登記の申請の場合、申請人または代理人に出頭を求めるとき当事者出頭主義が原則でしたが、郵送による申請も可能になりました。不動産登記申請はほとんど代理人(司法書士)によって行われて来ました。手続きが完了すると登記済証という権利書を手にすることになります。表紙は司

法書士事務所の名が入り、多くは豪華絢爛な権威がある体裁を整えたもので、これを手にした時、不動産の所有権を本当に自分のものにした実感を持ったものです。

しかし、この登記済証は今回の改正で廃止されることになりました。本人確認の手段として使われた登記済証が英語・数字の十二桁のパスワードからなる「登記識別情報」となります。組合員の方々が一番実感できる改正部分のところでは

その他、不動産業界の実務に直結する事項として種々話題となっているのが「登記原因証明情報制度」で物権変動の登記で、登記原因証明情報を添付することになったことです。不動産業界で実務として良く行われている、いわゆる中間省略登記ができなくなるの

ではと心配している向きも出ています。

全国の登記所数は六八三カ所ありますが、コンピュータ処理している登記所は四三〇所あり、オンライン指定となる「指定庁」が原則として実務が開始されることとなります。オンライン指定庁の第一号はさいたま地方事務局上尾出張所(登記所)がなり業務を開始しています。施行後初めての申請の際には改正前の登記済証(権利証)を添付して申請します。この申請後に登記識別番号が買主に通知されます。従って登記完了後に新権利者には登記済証(権利証)は発行されません。

現在保有所持している登記済証を将来ずっと持つていても、権利を移転してしまわない限り、これまで通り有効ですので心配は必要ありません。

(文責：久保)



## 第9回

### 森林体験学習会のご案内

日程は今年も夏休みに企画しご家族揃って参加できるように組みました。詳細並びに申込書付のチラシは次回お送り致しますが、お電話での申し込みも事前にお受けいたしますので、今からは是非ご検討ください。

開催日 8月6日(土)～8月7日(日)

1泊2日(夕・朝・昼3食付)

開催場所 東京都森林組合 奥多摩支所、檜原支所等  
宿泊先 コテージ森林村(東京都あきる野市乙津8  
10番地)

参加費 大人(中学生以上) 8,000円  
小人(小学生) 5,000円  
幼児(3才以上) 3,000円

企画内容 森林についての学習、加工施設見学、木工  
工作体験、間伐体験、林業家との交流、山  
林ウォーキング等

交通手段 JR奥多摩駅に集合し、その後マイクロバ  
スで団体移動、翌日JR武蔵五日市駅で解  
散する予定ですが、マイカーでの参加もお  
受けいたします。

### 住所変更の届出を

センターだよりは年3回から4回発行しています。情報伝達や組合員の交流という媒体としての役割に留まらず、郵送することによって組合員さんの所在確認の意味も含まれています。住所変更がありました遅滞なく生協の事務局へご連絡をください。

# 住まいと和紙

その4 茨城県常陸大宮市(旧山方町)(レポート 久保峰雄)

水戸市から国道一一八号線を約四〇分北上した常陸大宮市(旧山方町)に、「西の内紙」の手漉き和紙の技術を伝承している「菊地五介和紙工房」が国道沿いに在り、直ぐに目に入ります。

水戸藩の保護により発展

袋田の滝で有名な久慈川の清らかな水を利用して、那須楮の繊維だけで漉かれている



菊地五介和紙工房の皆さん

西の内紙の特徴は何と言っても那須楮(太子町産)を一〇〇%使用して漉かれており外国産の原料を一切使用しないところに特徴があります。この地方の楮は氣候や風土に由来するのかが分りませんが繊維は絹に例えられる程細く柔らかく、それでいて強靱さも合わせ持つといった特

のが特徴です。全国の和紙産地同様一昔前は久慈川沿に数百軒の農家によって漉かれていた西ノ内紙は今では二軒のみによって伝承されています。昨年の年末と今年の一月の土・日を利用しての産地訪問となりましたが、主の五介さんは心良く出迎えてくれ、後継者の息子さん共々西の内紙について語ってくださいました。

徴があり、紙質はやや琥珀色で防虫効果に優れ、長期保存に適した和紙といわれています。その昔商家では大副帳があり種々の記録を取りました。この大切な大副帳に西の内紙が好んで使われたようです。その理由を菊地五介さん次のように語ります。火災の際に大切な記録が焼失してなくなるにないように、井戸に投げ入れ、それを後で引き上げ、水に濡れた紙を一枚づつはがして乾かし、旧に複する事が出来たからだそうです。和紙の強靱がそれを可能にしました。

奥久慈の山麓で栽培された楮で生漉きにした和紙は水戸藩時代には専売品として藩の財政に大きく貢献し、二代目藩主徳川光圀は久慈川近在の和紙に「西ノ内紙」と命名し保護奨励したといわれています。水戸藩の大事業であった歴史書「大日本史」編纂でも、

料紙として用いられました。

原料の楮へのこだわり

和紙の主たる原料は楮です。現在全国各地の和紙産地では国内産の楮の他に東南アジアや台湾、韓国産の外国産の楮が使用されています。しかし菊地さんの工房では一〇〇%国内産を使用し、しかも全て地元太子町の農家と契約栽培で調達しているそうです。外国産の楮との価格比較は数倍で原価に大きく影響するのですが、品質を維持する為には仕方が無い選択だと言いつつ切りまします。

楮の原木は冬の二月から三月にかけて加工します。八〇センチくらいの長さに切られた一番・二番のみを使用し、上の方の成長点近くの表皮は使わないそうです。契約栽培された楮の原木を切り取ってから楮蒸し、表皮取り、寒晒し、楮煮、あくぬき、塵取り、叩解、紙漉きの工程を家族労働と二・三十人の農家の方の手伝いで全ての工程を行っているところが大きな特徴と言えます。楮を釜で蒸して皮を削ぎ取った状態、又は白楮にした後に紙漉屋は楮の仕入れ

を行うのが普通です。近郷の太子町に楮の栽培農家が残っていることが幸しいたのかも知れません。

後継者は育っている

重要無形文化財の保存・伝承は昨今の生活様式、価値観、環境の変化等によって困難を極めていきます。様々な分野の伝統的工芸で後継者問題が深刻ですが菊地五介さんに「後継者問題はとうなっていますか」と単刀直入の質問を致しますと、笑顔で次のような返事が返ってきました。

「五介を名乗って三代目になります。長男の浩が継いで四代目になり、通して二代目となり技術の伝承と云う点では息子の浩(三五歳)と甥の順一(三〇歳)の若い二人が育っています」と二人を紹介してくれました。浩さんは二三歳まで民間ディベロップの開設した「野州紙漉村」に職人として就職しましたが閉村によって一年半の就労で終わったと言います。家業を継ぐのは当たり前と受け止めて中学の頃から自然に紙漉きを始めたそうです。



経営に工夫

紙漉きに従事する人は五介さん夫婦を含め六人が携わっています。和紙を漉くだけでは生計は大変で、生活に密着した障子紙の需要は少なく、現在の取扱ひ品は水墨画用紙、版画用紙、書道用紙と文化財補修用や永久保存用紙が中心になっています。民芸紙や加工紙、創作和紙も手掛けていますが伝統的な生紙に地元産の楮の生命が輝き、「西の内紙」を中心に漉いているように見受けられました。手作りの伝統技術を持つ職人である五介さんは心底「西の内紙」を愛している事が、言葉の端々から伝わってきました。

伝統技術を継承することと、生計を両立させる事は、そう容易なことではありません。だからこそ、全国の和紙漉き業者が毎年減少の一途を辿っている現実があります。

菊地五介和紙工房もその難問題を緩和する為、工房の隣接地に「そば屋」を開設しています。バブル時代は久慈川の鮎とそばで和紙の売上の三倍近くあつたそうですが、バブルは終り今では、「バブル時代の夢の跡」ということで、当時の思い出を語ってくれました。常陸の秋そばの売上は順調で全体として「西ノ内紙」の技術を伝承する上で経済的基盤となり後継者である息子達に心配をさせないようにと配慮してあると主の五介さんは語ります。レポーターは昼にその「そば」をご馳走になりましたが、腰があり、甘味と風味が程良くとても美味しいおそばでした。そば打ちも息子さんの浩さんが行っておりましたが、その姿は和紙作りと同じで、地元産そば粉100%使用にこだわっているそうです。

隣町が観光地で有名な袋田の滝で、そこでも「そば」の宣伝を行っています。和紙

工房のそばの方が遥かに優れており、ぜひご賞味をお薦め致します。

残った伝承技術を息子に

菊地五介和紙工房には水戸藩や皇室関係に献上する和紙は特別に古典的な技法で漉く紙があるそうです。主の五介さんは七〇歳になるまで四回その和紙を漉きましたが、昭和五〇年以降三〇年近く作っていません。依頼があつてその為だけに漉かれる和紙には種々の掟があり、楮を煮るにしても灰を使用し、灰の木も決まりがある等、日常の紙漉きとは異なつた古典的製造技術の伝承問題があります。そろそろ息子の浩さんに教えるても良い時期に来ているのではと考え、今年伝承しようと思腹に決めているそうです。息子さんの浩さん甥の順一さんの二人とも寡黙な青年で変な芸術家気取りでない職人さんとしてとても好感のもてる青年です。

菊地五介和紙工房  
茨城県常陸大宮市山方一三三  
TEL  
〇二九五 五七 六六四七

有限会社 紙のさと

常陸大宮市(旧山方町)に残るもう一軒の工房を紹介致します。

国道一一八号線を北上してトンネルを抜け暫らくした所に道を挟んで「紙のさと和紙資料館」と「和紙民芸館紙のさと」があります。

資料館

和紙製造過程の資料、昔使用されていた用具その他世界各国の手漉紙が展示されており、予約を入れておくと手漉き和紙の体験も出来ます。

(材料費として千円程度の実費が必要)



紙のさとの皆さん

連絡先 常陸大宮市山方舟生九〇  
電話 〇二九五―五七―三二五二

和紙民芸館

西の内紙以外の産地の和紙を含め、染紙、特殊加工紙、民芸品の品揃えは豊富で壁紙にも使える柿渋やこんにやく糊を塗つた大判の和紙もあり、家族を中心に5〜6人の方が和紙について相談や販売に携わっています。

バブル期は袋田の滝へに観光客がバスで乗り付け大変繁盛したと言います。

主の菊地正気さんとお会いし、昔母と和紙の販売で苦労した話を聞きました。小規模生産物は問屋機能を使つた流通が主です。和紙も今現在も消費者に直販される量は少なく、何段階もの流通経路を経て最終の利用者に渡る仕組みになっています。和紙民芸館はそうした和紙業界の流通革命的な直売所とも言えます。和紙を使つた民芸品も沢山展示販売されていますのでちょっと寄って見てはいかがでしょうか。

# 賃貸物件情報

売りたい  
買いたい

住宅生協の不動産業務は、  
安心・親切をモットーに、  
ていねい対応を心掛けてお  
ります。

ご自宅の売却・購入はもと  
より借室探し、アパート等  
の建物管理まで、お気軽に  
ご相談下さい。

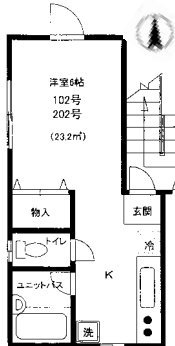
物件の詳しい資料をご希望  
の方は、不動産部までお問  
い合わせ下さい。  
不動産部

長谷川・大久保まで

③ 杉並区 / 76,000円 (102号)  
賃貸アパート <貸主>

築後2年!  
即入居可能  
広めの1K

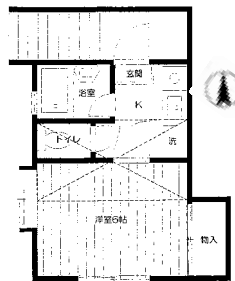
交通 JR中央線  
「荻窪駅」よ  
り徒歩6分  
所在 杉並区上荻2  
丁目  
構造 鉄筋コンクリ  
ート造1/2階  
面積 23.2㎡  
敷金 2ヶ月 礼金 1ヶ月  
家賃 81,000円 (202号)  
備考 エアコン・室内洗濯機置場・浴  
室暖房乾燥機・全て角部屋・暖  
房便座・BSアンテナ・BT別



② 練馬区 / 64,000円  
賃貸アパート <仲介>

南向き日当良好  
広めの1K

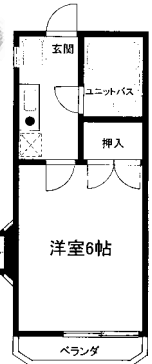
交通 西武新宿線「都立家政駅」より徒  
歩16分  
所在 練馬区中村南1丁目  
敷金 2ヶ月 礼金 2ヶ月  
入居 即入居可  
備考 冷暖房・室内洗濯機置場・給湯  
器・ミニ冷蔵庫・ロフト(約4帖)・  
BSアンテナ



① 東小金井 / 54,000円  
賃貸アパート <貸主>

学生さんに  
最適な1K

交通 JR中央線「東  
小金井駅」よ  
り徒歩8分  
所在 小金井市緑町  
5丁目  
構造 木造2階建1階  
相談  
敷金 2ヶ月 礼金 1ヶ月  
備考 エアコン1台・給湯器・室  
内洗濯機置場・ミニキッチン  
・フローリング



⑥ 中野区 / 190,000円  
賃貸一戸建 <仲介>



交通 西武新宿線「都立家政駅」より徒  
歩8分、「鷲ノ宮駅」より徒歩11分、  
中央線「高円寺駅」より徒歩18分  
所在 中野区若宮2丁目  
構造 木造2階建(地下ガレージ付)  
面積 99.52㎡  
敷金 2ヶ月 礼金 2ヶ月  
期間 定期借家3年間  
備考 エアコン5台・給湯器・追炊きあり・  
駐車場無料・屋根裏収納あり 他

⑤ 中野区 / 130,000円  
賃貸マンション <仲介>



交通 丸の内線「新中野駅」より徒歩2分  
JR中央線「高円寺駅」より徒歩18分  
所在 中野区本町4丁目  
構造 鉄筋コンクリート造10階建7階部分  
敷金 2ヶ月 礼金 2ヶ月  
面積 56.42㎡  
備考 エアコン1台・室内洗濯機置場・  
システムキッチン・給湯器・追  
炊きあり・室内リフォーム12月  
未終了

④ 中野区 / 82,000円  
賃貸アパート <仲介>



交通 西武新宿線「沼袋駅」より  
徒歩3分、「新井薬師駅」よ  
り徒歩9分  
所在 中野区沼袋1丁目  
構造 木造2階建の2階部分  
入居 即入居可  
敷金 2ヶ月 礼金 1ヶ月  
備考 エアコン・室内洗濯機置場  
・入居審査有り

## お知らせ

### 別荘分譲企画

ただ今不動産部では、高原別荘の「富士紅葉台セン  
チュリーヴィラ」、「穂高温泉権付別荘分譲」の企画を  
進めております。  
興味、関心のある方は、ご連絡を下さい。資料を送ら  
せていただきます。

### 物件情報を募集しております

住まいの売却、又は購入をご検討されているのならば  
生協におまかせ下さい。安心を第一にお手伝いさせて  
いただきます。

お問い合わせは、不動産部 大久保・大関まで  
TEL.03(5340)0620